平成２２年（フ）第１７３３号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目１番１―501号
債務者　小林　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４４号
札幌市白石区本郷通12丁目南２番１号　リベラルイン南郷401号室、住民票上の住所札幌市白石区栄通９丁目１番33号　レジデンス東北102号
債務者　志田弥寿恵
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
青森県八戸市下長７丁目５番11号、前住所東京都杉並区天沼３丁目２番18号立岩方
債務者　中村　康宏
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
青森県八戸市南白山台１丁目４番17号グランヴェール21Ｂ棟202号、前住所青森県八戸市根城３丁目５番16号
債務者　加藤　孝司
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
青森県八戸市新井田西１丁目27番６号メゾンド・ブリックⅢ108、前住所青森県八戸市大字新井田字塩入２番地26
債務者　西野真由美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１市営住宅Ｂ５－４－６
債務者　藤田麻奈美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
群馬県伊勢崎市田中島町598番地１　レジデンスみなみＡ101
債務者　櫻井安希子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
群馬県伊勢崎市田中島町100番地２　パルコＢ203
債務者　升野真知子（旧姓閑野）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
群馬県前橋市粕川町込皆戸402―１　ホープヒルＦ棟、住民票上の住所群馬県高崎市福島町728番地４　福島ハイツＡ101号
債務者　板倉あゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目374番地７
債務者　岩本　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目374番地７
債務者　岩本美枝子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
群馬県伊勢崎市連取町1996番地１　ブロードパークＢ202
債務者　田村　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
群馬県伊勢崎市連取町1996番地１　ブロードパークＢ202
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８号
群馬県前橋市元総社町2200番地　左京ハウス303号
債務者　吉村日出登
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田104番地１グリーンヒル21Ａ棟201
債務者　市村　光枝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７４号
群馬県渋川市渋川873番地４
債務者　飯塚　美穂（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
前橋地方裁判所